

## 業 務 委 託 契 約 書 (案)

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、有害大気汚染物質等に係る試料採取及び分析業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、有害大気汚染物質等に係る試料採取及び分析業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める有害大気汚染物質等に係る試料採取及び分析業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（分析結果の報告等）

第9条 乙は、仕様書の定めるところにより分析結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告を乙から受けたときは、その日から起算して14日以内に当該報告に係る事実の確認を行うものとする。

3 甲は、前項の確認の結果、必要があると認めるときは、乙に対して再調査を要求し、又は資料の提出を求めることができる。

4 前項の再調査及び資料の提出に要する費用は、乙の負担とする。

（実績報告書の提出）

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに委託業務実績報告書（別記様式。以下「実績報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、実績報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第11条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものと

する。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密及び分析結果を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮崎県  
宮崎県知事 河野俊嗣

乙

別記様式

委 託 業 務 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住所

氏名

業務委託契約書第10条第1項の規定に基づき、有害大気汚染物質等に係る試料採取及び分析業務について、別紙のとおり報告します。

## 有害大気汚染物質等に係る試料採取及び分析業務結果（総括）

試料採取地点：

分析項目	単位	分析結果												最小値	最大値	年平均値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
ベンゼン																
トリクロロエチレン																
テトラクロロエチレン																
ジクロロメタン																
アクリロニトリル																
アセトアルデヒド																
塩化ビニルモノマー																
塩化メチル																
クロム及び三価クロム化合物																
六価クロム化合物																
クロロホルム																
酸化エチレン																
1,2-ジクロロエタン																
トルエン																
ニッケル化合物																
ヒ素及びその化合物																
1,3-ブタジエン																
ベリリウム及びその化合物																
ベンゾ[a]ピレン																
ホルムアルデヒド																
マンガン及びその化合物																
水銀及びその化合物																

（留意事項）「二重測定を行った月の分析結果」及び「年平均値」は、有害大気汚染物質測定方法マニュアルにより算出した値を記載すること。